

福祉医療公費負担制度に係る一部負担金の取扱い及びレセプト等記載方法について(疑義回答)

- **一部負担金の徴収については、市町によって、内容が異なりますので、必ず受給者証の「一部負担金限度額」及び「徴収限度日数」を御確認の上、窓口徴収をお願いします。**

※以下の事例等については、主に重度医療の場合で掲載していますが、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療、精神医療費の場合も同様の取扱いとなります。

質 疑 一 覧

- 問1 歯冠修復物又は欠損補綴物の完成後 1 ヶ月を経過したにもかかわらず、患者が来院しないため未装着である場合であっても一部負担金は徴収するのか。
- 問2 通院における一部負担の徴収は、月4日までとなっているが、患者負担の有無に関わらず、最初の4日間の受診時に徴収するということか。それとも重度(ひとり親、精神障害者)医療の一部負担を徴収する日数が4日ということか。
- 問3 月の途中で市町の変更があった場合には、一部負担金の徴収はどのようにするのか。
- 問4 一部負担金については、入院通院とも無料としている市町があるが、一部負担金がない場合におけるレセプトの記載はどのようにするのか。
- 問5 月を超えての継続入院の場合、一部負担金は前後の入院日数を通算して14日まで徴収するのか。それとも各月ごとにそれぞれ最大14日分を徴収するのか。
- 問6 同月内で入院と入院外の両方があった場合、一部負担金は入院で最大14日まで、入院外で最大4日までをそれぞれ徴収するのか。
- 問7 月の途中で乳幼児医療受給者からひとり親家庭等医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法はどのようにするのか。
- 問8 福祉医療併用の場合の多数回該当の取扱いはどうなるのか。
- 問9 月の途中でひとり親家庭等医療受給者から精神障害者医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法はどのようにするのか。

問1 歯冠修復物又は欠損補綴物の完成後 1 ヶ月を経過したにもかかわらず、患者が来院しないため未装着である場合であっても一部負担金は徴収するのか。

答1 1日 200円(重度医療の場合。以下同じ。)までの一部負担金を徴収します。併用レセプト及び福祉医療費請求書の記載は次のとおり。

【事例】総額が 6,000 円、医療保険の自己負担額が 1,800 円（3割）の場合

- ・「診療実日数」欄は0を記載します。
- ・「患者負担額（公費）」欄は200円までの一部負担金額を記載します。
- ・「摘要」欄に(未)と記載します。

摘要	(未)	公費分	請求	点	合計	600	点	
		点数	決定	*				点
		患者負担額 (公費)		200	円	決定	*	点
		高額療養費		*	円	一部負担 金額	減額 免除・支払猶予	円 円

※ 1,600円は福祉医療へ請求します。

問2 通院における一部負担の徴収は、月4日までとなっているが、患者負担の有無に関わらず、最初の4日間の受診時に徴収するということか。それとも重度医療の一部負担を徴収する日数が4日ということか。

答2 重度医療の一部負担を徴収する日数が最大で4日ということです。一部負担を徴収しない日は、1日と数えません。

【事例】通院（院内処方）／医療保険の自己負担3割／54 特定医療（患者負担なし）／91 重度医療 で、次の6日受診した場合

受診日	医療費		窓口負担	算出根拠	
	54 対象	54 対象外			
1日目	3,410円	6,330円	200円	$6,330円 \times 0.3 = 1,899円 > 200円$	一部負担1日徴収
2日目	1,600円	—	注1 なし		
3日目	3,210円	1,370円	200円	$1,370円 \times 0.3 = 411円 > 200円$	一部負担2日徴収
4日目	—	2,670円	200円	$2,670円 \times 0.3 = 801円 > 200円$	一部負担3日徴収
5日目	3,400円	1,370円	200円	$1,370円 \times 0.3 = 411円 > 200円$	一部負担4日徴収
6日目	2,520円	4,260円	注2 なし		
	14,140円	16,000円	800円		

注1 2日目は全額54 特定医療対象医療費のため、患者負担が生じない。このため、重度医療一部負担の徴収も生じない。

注2 5日目の受診において既に重度医療一部負担を4日支払っているため、6日目以降の受診においては一部負担を徴収しない。

問3 月の途中で市町の変更があった場合には、一部負担金の徴収はどのようになるのか。

答3 一部負担金の徴収については、変更前後の一部負担金は通算せず、市町ごとにそれぞれ限度日数を適用します。

問4 一部負担金については、入院通院とも無料としている市町があるが、一部負担金がない場合におけるレセプトの記載はどのようになるのか。

答4 一部負担金額欄は空欄ではなく、**0（ゼロ）を記載**してください。

【事 例】総医療費 4,500 円 医療保険の自己負担額 1,350 円（3割）の場合

患者負担額（公費）欄に**0（ゼロ）を記載**します。

公費分 点数	請求 決定	点 点	合 計	点
	*		450	
患者負担額 （公費）		0 円	決 定	* 点
高額療養費	*	円	一部負担 金 額	減額 割 (円) 免除・支払猶予 円 円

問5 月を超えての継続入院の場合、一部負担金は前後の入院日数を通算して14日まで徴収するのか。それとも各月ごとにそれぞれ最大14日分を徴収するのか。

答5 一部負担金は各月ごとにそれぞれ最大14日を限度に徴収します。

問6 同月内で入院と入院外の両方があった場合、一部負担金は入院で最大14日まで、入院外で最大4日までをそれぞれ徴収するのか。

答6 お見込みのとおり。

入院は入院で月14日までを限度とし、入院外は入院外で月4日までを限度にそれぞれ一部負担金を徴収します。

問7 月の途中で乳幼児医療受給者からひとり親家庭等医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法はどのようになるのか。

答7 一部負担金については、**制度ごとに**それぞれ最大通院4日(入院14日)まで徴収します。

問8 福祉医療併用の場合の多数回該当の取扱いはどうなるのか。

答8 福祉医療助成額及び定額負担額が高額療養費の支給対象となった場合（国民健康保険又は後期高齢者医療）は、多数回カウントの対象になります。

社会保険の場合は、福祉医療助成後のなお残る負担額が、高額療養費の支給対象となった場合は多数回カウントの対象になります。

問9 月の途中でひとり親家庭等医療受給者から精神障害者医療受給者となった場合における一部負担金の徴収方法はどのようになるのか。

答9 一部負担金については、**制度ごとに**それぞれ最大4日まで徴収し、レセプト等記載も制度ごとの記載方法となるが、精神障害者医療（91公費）は、月の初日から遡及して適用可能であるため、歯科医療機関においては、当該月の一部負担金の徴収及びレセプトについて、精神障害者医療（91公費）の適用で請求替えをお願いする。（医科の質疑回答を参照）